

区域図 1/4

甲和泉町地区
乙和泉町地区
池上町地区
野上町地区

名称	条例別表第3の該当区分	建築物の用途	凡例
池上町地区・野上町地区 甲和泉町地区・乙和泉町地区	条例別表第3の3の項 地域活力再生等区域	・別表第1の9の項に規定する地域活力再生等区域（加西市地縁者等住宅活力増進型（地活C））で建築できる建築物	
		・別表第1の13の項に規定する地域活力再生等区域（加西市空家活用住宅型（地活G））で建築できる建築物	
		・別表第1の14の項に規定する地域活力再生等区域（加西市空家活用事業所型（地活H））で建築できる建築物	
		・別表第1の10の項に規定する地域活力再生等区域（加西市新規居住者等住宅型（地活D））で建築できる建築物	
		・別表第1の11の項に規定する地域活力再生等区域（加西市地縁者等小規模事業所型（地活E））で建築できる建築物	
自治会区域界		・別表第1の12の項に規定する地域活力再生等区域（加西市地区住民等小規模事業所型（地活F））で建築できる建築物	
			

無名池

中口橋

和泉町



1/2500

0 50 125m

確認

-7.2.21

兵庫県建築指導課

194.2

101.2

「区域界の内にある農用地区域、甲種農地及び第1種農地は、区域から除く。」

主西

区域図 2/4

満久谷池

大蔵神社

甲和泉町地区
乙和泉町地区
池上町地区
野上町地区

満久谷池

164.9

小池

宝泉寺

日吉小学校

日吉神社

円林寺

上池

道高砂加古川

加西線

普光

名称	条例別表第3の該当区分	建築物の用途	凡例
甲和泉町地区・乙和泉町地区・池上町地区・野上町地区	条例別表第3の3の項 地域活力再生等区域	- 別表第1の9の項に規定する地域活力再生等区域（加西市地縁者等住宅活力増進型（地活C））で建築できる建築物 - 別表第1の13の項に規定する地域活力再生等区域（加西市空家活用住宅型（地活G））で建築できる建築物 - 別表第1の14の項に規定する地域活力再生等区域（加西市空家活用事業所型（地活H））で建築できる建築物 - 別表第1の10の項に規定する地域活力再生等区域（加西市新規居住者等住宅型（地活D））で建築できる建築物 - 別表第1の11の項に規定する地域活力再生等区域（加西市地縁者等小規模事業所型（地活E））で建築できる建築物 - 別表第1の12の項に規定する地域活力再生等区域（加西市地区住民等小規模事業所型（地活F））で建築できる建築物	    
自治会区域界			

「区域界の内にある農用地区域、甲種農地及び第1種農地は、区域から除く。」



1/2500

確認

建築指導課

区域図 3/4

甲和泉町地区
乙和泉町地区
池上町地区
野上町地区

名称	条例別表第3の該当区分	建築物の用途	凡例
池上町地区・野上町地区 甲和泉町地区・乙和泉町地区	条例別表第3の3の項 地域活力再生等区域	・別表第1の9の項に規定する地域活力再生等区域（加西市地縁者等住宅活力増進型（地活C））で建築できる建築物	
		・別表第1の13の項に規定する地域活力再生等区域（加西市空家活用住宅型（地活G））で建築できる建築物	
		・別表第1の14の項に規定する地域活力再生等区域（加西市空家活用事業所型（地活H））で建築できる建築物	
		・別表第1の10の項に規定する地域活力再生等区域（加西市新規居住者等住宅型（地活D））で建築できる建築物	
		・別表第1の11の項に規定する地域活力再生等区域（加西市地縁者等小規模事業所型（地活E））で建築できる建築物	
		・別表第1の12の項に規定する地域活力再生等区域（加西市地区住民等小規模事業所型（地活F））で建築できる建築物	
自治会区域界			



1/2500

50

125m

旅所上池

大日寺

大歳神社

確認

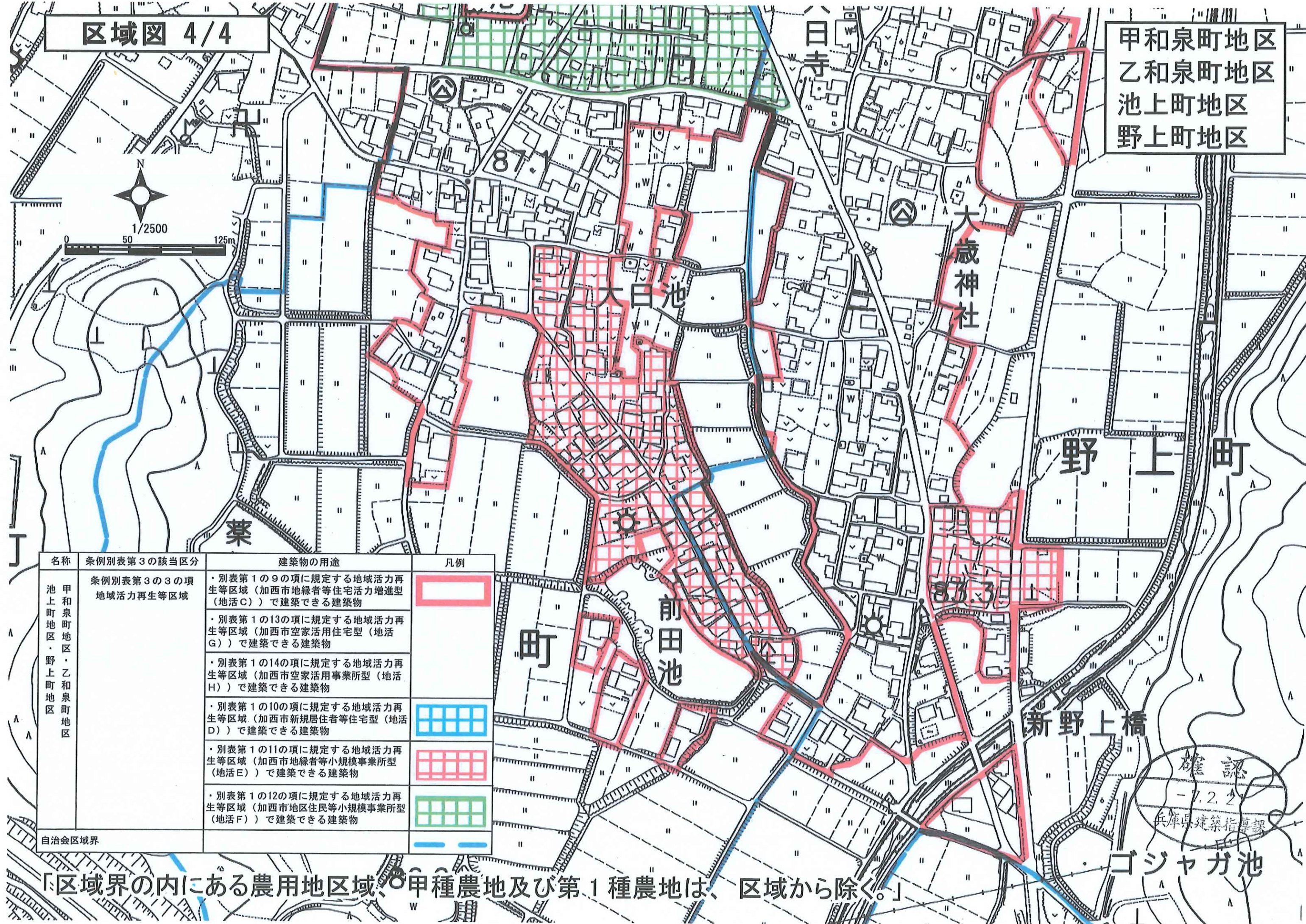
-7.2-21

兵庫県建築指導課

「区域界の内にある農用地区域、甲種農地及び第1種農地は、区域から除く。」

区域図 4/4

甲和泉町地区
乙和泉町地区
池上町地区
野上町地区



名称	条例別表第3の該当区分	建築物の用途	凡例
池上町地区・野上町地区 甲和泉町地区・乙和泉町地区	条例別表第3の3の項 地域活力再生等区域	・別表第1の9の項に規定する地域活力再生等区域（加西市地縁者等住宅活力増進型（地活C））で建築できる建築物	
		・別表第1の13の項に規定する地域活力再生等区域（加西市空家活用住宅型（地活G））で建築できる建築物	
		・別表第1の14の項に規定する地域活力再生等区域（加西市空家活用事業所型（地活H））で建築できる建築物	
		・別表第1の10の項に規定する地域活力再生等区域（加西市新規居住者等住宅型（地活D））で建築できる建築物	
		・別表第1の11の項に規定する地域活力再生等区域（加西市地縁者等小規模事業所型（地活E））で建築できる建築物	
		・別表第1の12の項に規定する地域活力再生等区域（加西市地区住民等小規模事業所型（地活F））で建築できる建築物	
自治会区域界			

「区域界の内にある農用地区域、甲種農地及び第1種農地は、区域から除く。」

確認
-7.2.2
兵庫県建築指導課